

小田原市国民健康保険手続きに関する委任状

記入例 1

小田原市長 様

令和 4 年 8 月 10 日

◆委任者（依頼する人） ※自署または記名・押印してください。

世帯主	住所	小田原市 荻窪 300 番地 HOKEN HOUSE 845
	氏名	小田原 山太郎
	電話番号	0465 (33) 1845 ※日中に連絡が付きやすい番号
	手続きを必要とする者の氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> ()

私は、次の者を代理人と定め、以下の委任事項の権限を委任します。

◆代理人（窓口に来る人）

住所	小田原市中里 273 番地の 6 マロニエハイツ 203
氏名	中里 海子 <委任者との関係> 姉
電話番号	0465 (47) 1515 ※日中に連絡が付きやすい番号

◆委任事項（該当項目に☑を入れてください。）

国民健康保険資格に関する手続きの権限

- 国民健康保険の加入届出
- 国民健康保険被保険者証の再交付申請
- 国民健康保険被保険者証の受領 ※官公署発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）の持参必須
- 国民健康保険の脱届出
- 住所地特例等資格（マル学・マル遠・住所地特例）の申請

国民健康保険給付に係る証の手続きの権限

- 限度額適用認定証の認定・再交付申請
- 限度額適用認定証の受領 ※官公署発行の本人確認書類（運転免許証、保険証、介護保険証等）の持参必須
- 特定疾病療養受療証の認定・再交付申請
- 特定疾病療養受療証の受領 ※官公署発行の本人確認書類（運転免許証、保険証、介護保険証等）の持参必須

国民健康保険料に関する手続きの権限

- 国民健康保険料の試算
- 国民健康保険料に係る所得申告
- 国民健康保険料の各種減免・軽減申請
- 国民健康保険料の賦課・納付状況の確認
- 国民健康保険料の納付に関する相談
- 送付先変更手続き

【注意事項】

- 国民健康保険の手続きは原則、世帯主が行うことになっています。
 - 委任者がすべての項目を自筆で記入してください。※消えないボールペンをご使用ください。
 - 自筆記入でない場合（パソコンで作成する等）は、委任者氏名の横に押印（認印）してください。
 - 代理人は各手続きに必要なもののほか、代理人自身の本人確認書類をお持ちください。
- ※本人確認をする上で不明瞭な場合は、保険証等をお渡しできません。後日郵送にて各証を交付します。